

庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱

昭和 62 年 2 月 17 日

島根県告示第 211 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、県が発注する次に掲げる業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

- (1) 庁舎の清掃業務
- (2) 庁舎の機械警備業務
- (3) 庁舎の警備員警備業務
- (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
- (5) 庁舎の害虫等防除業務
- (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
- (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
- (8) 庁舎の廃棄物処理業務
- (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
- (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務
- (16) 庁舎の電気供給業務

(入札参加資格審査の申請)

第 2 条 入札に参加しようとする者は、第 4 条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税を滞納している者
- (5) 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(申請手続)

第 3 条 入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業務その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム(島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。)から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)を知事に提出することにより申請することができる。

2 前項の場合において、申請者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、第 8 号及び第 9 号に掲げる書類については、第 1 条第 1 号から第 5 号までに掲げる業務の審査を受けようとする場合に限る。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
 - (2) 個人にあっては、身分証明書又はその写し
 - (3) 業者基本情報
 - (4) 業務に係る資格及び許認可等調書
 - (5) 役員等名簿
 - (6) 業態調書
 - (7) 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
 - (8) 法人にあっては、財務諸表
 - (9) 個人にあっては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
 - (10) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあっては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - (12) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
 - (13) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
 - (14) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあっては、当該登録証の写し
 - (15) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 3 第1項ただし書及び前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- （入札参加資格審査）
- 第4条 入札参加資格審査は、3年ごとの知事が別に定める日に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）及び随時に実施する入札参加資格審査（以下「随時審査」という。）とする。
- 2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者とする。
- 3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる事項については、第1条第1号から第5号までに掲げる業務の審査に限る。
- (1) 入札参加資格審査を受けようとする業務の、審査の基準となる日（定期審査にあっては入札参加資格審査を実施する年度の4月1日、随時審査にあっては申請のあった日。以下「審査基準日」という。）の直前2年間の年間平均契約金額
 - (2) 審査基準日の直前決算における自己資本の額
 - (3) 審査基準日の直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）
 - (4) 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
 - (5) 審査基準日の前日までの営業年数
 - (6) 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数
 - (7) しまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定状況
 - (8) しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定状況
 - (9) しまね女性の活躍応援企業の登録状況
 - (10) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 認証の取得状況
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の認定に併せて、前条第3項第1号から第9号までに掲げる事項ごとに別に定める数値を付与し、その合計数値をもって、別に定める格付基準によりA等級からC等級までの3段階に格付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、審査を受けようとする業務の契約実績がない場合は、又はそれを確認できない場合はC等級に格付するものとする。

4 知事は、前各項の規定により認定し、及び格付したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 入札参加資格審査の結果は、資格申請システム又は入札参加資格審査結果通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条の規定により入札参加資格を認定された者(以下「入札参加資格者」という。)で、第4条第1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の翌年の1月1日から3年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

(入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に届け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第4号)を知事に提出することにより届け出ることができる。

(1) 商号又は名称

(2) 主たる営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあってはその資本金又は代表者の職及び氏名、個人にあってはその者の氏名

(4) 役員等名簿

(5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の職及び氏名

(6) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあっては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成29年松江市条例第123号)第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域

(7) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあっては、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名

(8) 第1条第8号の庁舎の廃棄物処理業務にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項又は第6項の許可を受けている県内の市町村名

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

(登録業務の変更申請)

第9条 入札参加資格者は、第5条第4項の規定により登録された業務を変更しようとするときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格登録業務変更申請書(様式第5号)を知事に提出することにより申請することができる。

(登録業務の変更の審査及び結果の通知)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、第4条第3項に掲げる事項について審査を行い、入札参加資格を認定するものとする。この場合において、変更の審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

2 前項の審査の結果は、入札参加資格登録業務審査結果通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査により変更の認定を受けた者は、当該認定の日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

(格付の再審査申請)

第 11 条 入札参加資格者（第 5 条の規定により格付された者に限る。）は、第 4 条第 3 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項に変更があったときは、格付の再審査を申請することができる。

2 前項の規定により再審査を申請しようとする者は、入札参加資格格付再審査申請書（様式第 7 号）に、その事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。
（格付の再審査及び結果の通知）

第 12 条 知事は、入札参加資格格付再審査申請書を受理したときは、第 4 条第 3 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項について再審査を行い、その結果を入札参加資格格付再審査結果通知書（様式第 8 号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、再審査の結果による格付については、第 5 条の規定を準用する。

（入札参加資格の取消し申請）

第 13 条 入札参加資格者は、第 5 条の規定による認定の取消しを受けたいときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格取消申請書（様式第 9 号）を知事に提出することにより申請することができる。

（入札参加資格の取消し）

第 14 条 知事は、入札参加資格者が第 2 条第 2 項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したとき、又は前条の規定による申請があったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

（入札参加資格の取消しの通知）

第 15 条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第 10 号）により、その者に通知するものとする。

附 則

1 この告示は、昭和 62 年 2 月 17 日から施行する。

2 入札参加資格審査は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 62 年においても実施するものとする。

3 昭和 62 年に実施する入札参加資格審査に係る第 3 条、第 4 条第 2 項第 1 号及び第 7 条の規定の適用については、第 3 条中「10 月 1 日から 10 月 31 日」とあるのは「2 月 17 日から 2 月 28 日」と、第 4 条第 2 項第 1 号中「4 月 1 日」とあるのは「1 月 1 日」と、第 7 条中「当該認定のあった日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 2 年間」とあるのは「昭和 62 年 3 月 16 日から昭和 63 年 12 月 31 日までの間」とする。

4 第 1 条第 6 号から第 15 号までに掲げる業務の入札参加資格の認定については、当分の間、第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、格付は行わない。この場合においては、第 8 条第 3 号に規定する資本金の変更に係る届出は、要しないものとする。

改正文（平成 6 年告示第 784 号）抄

平成 6 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 8 年告示第 178 号）

1 この告示は、平成 8 年 2 月 16 日から施行する。

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱第 5 条の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条の規定により認定されたものとみなす。

附 則（平成 12 年告示第 410 号）

この告示は、平成 12 年 5 月 12 日から施行する。

附 則（平成 12 年告示第 736 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務及び整備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条の規定により入札参加資格を認定されてい

る者の当該入札参加資格は、なお従前の例による。

3 平成12年10月1日から同年12月31日までの間に、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第2条第2項の規定により入札参加資格審査を行う場合にあっては、この告示による改正後の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第2項及び第5条の規定にかかわらず、当該入札参加資格の審査事項及び認定については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第869号)

(施行期日)

1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。

改正文(平成17年告示第375号)抄

平成17年3月29日から施行する。

附 則(平成18年告示第1754号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月24日から施行する。

(庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の廃止)

2 庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成17年島根県告示第1166号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により認定された入札参加資格については、なお従前の例による。

4 この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第9号及び第10号並びに第4条第3項第6号及び第7号の規定は、平成19年及び平成20年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用し、平成18年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査については、なお従前の例による。

5 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、改正後の要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。

附 則(平成18年告示第989号)

(施行期日等)

1 この告示は、平成18年10月27日から施行し、平成19年及び平成20年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。

附 則(平成20年告示第897号)

この告示は、平成20年11月14日から施行し、平成21年及び平成22年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（平成 22 年告示第 669 号）

この告示は、平成 22 年 11 月 16 日から施行し、平成 23 年及び平成 24 年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（平成 26 年告示第 655 号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成 26 年 11 月 28 日から施行し、平成 28 年から平成 30 年までに県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る入札参加資格の定期審査（以下「次回の定期審査」という。）以降に実施する入札参加資格審査から適用する。
- 2 この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「改正後の告示」という。）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次回の定期審査は、平成 27 年の知事が別に定める日に実施するものとする。
（有効期間の特例）
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「改正前の告示」という。）第 5 条第 1 項の規定により入札参加資格を認定されている者及びこの告示の施行の日から次回の定期審査の実施の日の前日までの間に入札参加資格を認定される者の入札参加資格の有効期間は、改正後の告示第 7 条の規定にかかわらず、平成 27 年 12 月 31 日までとする。
（格付の特例）
- 4 平成 26 年においては、改正後の告示第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の告示第 5 条第 1 項の規定により入札参加資格を認定されている者のうち改正前の告示第 5 条第 2 項の規定により格付されている者に対して、改正後の告示第 5 条第 2 項の格付基準により再格付を行い、その結果による格付を入札参加資格者名簿に登録するものとする。
- 5 前項の再格付に関し必要な手続については、知事が別に定める。

附 則（平成 30 年告示第 483 号）

（施行期日）

この告示は、平成 30 年 7 月 6 日から施行し、平成 31 年から平成 33 年までに県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（令和 5 年告示第 128 号）

この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
（庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の廃止）
- 2 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年島根県告示第 208 号。次項及び附則第 4 項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱の規定により認定された入札参加資格及びこの告示の施行の日前に旧要綱の規定によりされた入札参加資格の申請については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により提出されている申請書は、この告示による改正後の庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により提出された申請書とみなす。